

障害者等日常生活用具給付品目等一覧表

施設 : 入所中も対象
入院 : 入院中も対象
意見書 : 意見書が必要

別表

区分	品目	性能・型式等	基準額	耐用年数	対象者				
					対象となる者の状態	難病等	介護保険優先	年齢要件	備考
★介護訓練支援用具	特殊寝台	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの。原則として、使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	159,200	8	(1) 下肢機能障害の程度が2級以上の者 (2) 体幹機能障害の程度が2級以上の者	○	○	3歳以上	
	特殊マット	A 褥瘡予防の機能を有するもの	100,000	5	(1) 下肢又は体幹機能障害の程度が2級以上の者	○		3歳以上18歳未満	※ A・Bの両方を支給することはできない
					(2) 下肢又は体幹機能障害の程度が1級で、常時介護を要する者	○	○	18歳以上	
		B 失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	19,600	5	(1) 下肢又は体幹機能障害の程度が2級以上の者	○		3歳以上18歳未満	
	(2) 下肢又は体幹機能障害の程度が1級で、常時介護を要する者				○	○	18歳以上		
	(3) 療育手帳の障害程度がA判定の者				○	○	3歳以上		
	特殊尿器	尿が自動的に吸引されるもので、障害児・者又は介護者が容易に使用し得るもの	67,000	5	下肢又は体幹機能障害の程度が1級で、常時介護を要する者	○	○	学齢児以上	
	入浴担架	障害児・者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	300,000	5	(1) 下肢機能障害の程度が2級以上の者 (2) 体幹機能障害の程度が2級以上の者 ただし、入浴にあたって、家族等他人の介助を要する者に限る	○		3歳以上	
体位変換器	介助者が障害児・者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	15,000	5	(1) 下肢機能障害の程度が2級以上の者 (2) 体幹機能障害の程度が2級以上の者 ただし、下着交換等にあたって家族等他人の介助を要する者に限る	○	○	学齢児以上		
移動用リフト	介助者が重度障害児・者を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く	350,000	4	(1) 下肢機能障害の程度が2級以上の者 (2) 体幹機能障害の程度が2級以上の者	○	○	3歳以上		
訓練いす	原則として付属のテーブルを着けるものとする	33,100	5	(1) 下肢機能障害の程度が2級以上の者 (2) 体幹機能障害の程度が2級以上の者	○		3歳以上18歳未満		
★自立生活支援用具	入浴補助用具	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害児・者又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く。 給付数は、基準額の範囲において、対応できる数とする。	90,000	8	(1) 下肢機能障害を有する者 (2) 体幹機能障害を有する者 上記の障害種別であって、入浴に介助を必要とする者	○	○	3歳以上	
	便器	障害児・者が容易に使用し得るもの(手すりをつけることができる)ただし、取替えにあたり住宅改修を伴うものを除く。 ★ポータブルトイレを含む	23,000	8	(1) 下肢機能障害の程度が2級以上の者 (2) 体幹機能障害の程度が2級以上の者	○	○	学齢児以上	
	歩行補助杖 施設 入院	T字状・棒状のつえ ※医師の意見書により必要性が認められる場合は、2本杖の給付ができる。(その場合の基準額は6,300)	3,150	3	下肢に障害を有し、給付により歩行が可能・容易になるもの	○			★補装具に該当する歩行補助杖(松葉杖、ロフストランド・クラッチ、多点杖等)は、介護保険優先となる。
	紫外線カットクリー 施設 意見書	紫外線をカットできるもの	37,800 (年額)	-	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある者	○		18歳未満	

[illegible]

★在宅療養等支援用具	透析液加温器 施設	透析液を加温し、一定温度に保つもの	51,500	5	じん臓機能障害３級以上で自己連続携帯式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う者（児）	○		3歳以上	
	ネブライザー（吸入器） 意見書	A 吸入器	36,000	5	（１）呼吸器機能障害を有する者（ただし、４級の場合は医師の意見書により必要性が認められた者） （２）音声機能障害を有し、咽頭・喉頭を摘出している者 （３）肢体不自由の身体障害者手帳の交付を受けた者で、次のいずれかに該当するもの ア. 肢体不自由の障害程度が２級以上の者 イ. 医師の意見書により必要性が認められた者（ただし、吸入加温処置により呼吸に伴う負担の軽減を図るため必要と認められる者。）	○			
		B 一体型（※別にたん吸引器を支給することはできない）	70,000						
	電気式たん吸引器 意見書	A 吸引器	56,400	5	（１）呼吸器機能障害を有する者で、本装置の必要性が認められる者 （２）音声機能障害を有し、咽頭・喉頭を摘出している者 （３）肢体不自由の身体障害者手帳の交付を受けた者で、次のいずれかに該当するもの ア. 肢体不自由の障害程度が２級以上の者 イ. 医師の意見書により必要性が認められた者（ただし、吸入加温処置により呼吸に伴う負担の軽減を図るため必要と認められる者。）	○			
		B 一体型（※別に吸入器を支給することはできない）	70,000						
	酸素ポンベ運搬車	障害者が容易に使用し得るもの	17,000	10	医療保険における在宅酸素療法を行う者	○		18歳以上	
	視覚障害者用体重計	障害者が容易に使用し得るもの	18,000	5	視覚障害の程度が２級以上の者	○		18歳以上	
	視覚障害者用体温計（音声式）	障害児・者が容易に使用し得るもの	9,000	5	視覚障害の程度が２級以上の者	○		学齢児以上	
	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター） 施設 意見書	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、利用者が容易に使用し得るもの	157,500	6	呼吸器機能障害若しくは心臓機能障害を有し医療保険における在宅酸素療法を行う者 若しくは脊髄損傷などによって身体の障害があり人工呼吸器を装着している者	○			
	クールベスト 施設 意見書	疾病の症状に合わせて体温調整のできるもの	20,000	3	体温調整が著しく難しい者	○		18歳未満	

★ 情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置 施設 入院	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害児・者が容易に使用し得るもの	98,800	5	(1) 音声機能又は言語機能障害のある者 (2) 肢体不自由のある者であって、発声・発語に著しい障害を有する者	○		学齢児以上	
	情報・通信支援用具（ＰＣ関連） 施設	障害者が情報機器を使用するにあたり、必要となる特殊な周辺機器及びソフトで、障害者が容易に使用し得るもの。（バージョンアップ等は対象外とする。）	100,000	5	(1) 上肢機能の程度が２級以上の者 (2) 視覚障害の程度が２級以上の者	○		学齢児以上	
	情報・通信支援用具（視覚障害者用地上デジタルテレビ放送対応ラジオ） 施設	視覚障害児・者が容易に使用し得るもの	30,000	5	視覚障害の程度が2級以上の者 ※1世帯当たり1台に限る	○		学齢児以上	
	点字ディスプレイ 施設 入院	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	383,500	6	視覚障害の程度が２級以上で点字を使用できる者	○		学齢児以上	
	点字器 施設 入院	点筆を含むものとする	11,000	7	視覚障害の程度が２級以上で点字を使用できる者	○		学齢児以上	
	点字タイプライター 施設 入院		63,100	5	視覚障害の程度が２級以上で本人が就労・就学しているか又は就労が見込まれる者に限る	○			
	視覚障害者用ポータブルレコーダー 施設 入院	A 録音再生機（DAISY方式） 音声又は点字等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害児・者が容易に使用し得るもの	85,000	6	視覚障害の程度が２級以上の者	○		学齢児以上	※ A・Bの両方を支給することはできない
		B 再生専用機 音声又は点字等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害児・者が容易に使用し得るもの ★テープレコーダー含む	35,000						
	視覚障害者用活字文書読上げ装置 施設 入院	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害児・者が容易に使用し得るもの	99,800	6	視覚障害の程度が２級以上の者	○		学齢児以上	

[illegible]

◆ 排 せ つ 管 理 支 援 用 具	ストーマ用装具（ストーマ用品、洗腸用具） 施設 入院	排せつ物の漏れ防止等、衛生的であるもの ※ストーマ装具の装着時に、皮膚の保護・排せつ物の漏れ防止・皮膚への装具密着などのために使用するもの等を含む	消化器系 （月額） 8,858	-	腸管の切除又はぼうこうの切除によって肛門からの排便または膀胱からの排尿が困難となり、腹部に人工肛門又は人工膀胱を設け排泄を行っている者	○			
			尿路系 （月額） 11,639						
	紙おむつ 意見書 施設 入院	排泄物の漏れ防止等、衛生的であるもの。	（月額） 12,940	-	（1）治ゆ困難な腸管のストマあるいは尿路変更のストマの著しい変形、もしくはストマ周辺の著しい皮膚のびらんのためストマ用装具を装着できない者で紙おむつ等の用具類を必要とする者 （2）先天性疾患（先天性鎖肛を除く。）に起因する神経障害による高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害のある者で紙おむつ等の用具類を必要とする者 （3）先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のある者で、紙おむつ等の用具類を必要とする者 （4）脳性麻ひ等脳原性運動機能障害により排尿もしくは排便の意思表示が困難な者で紙おむつ等の用具類を必要とする者で、次の状態のいずれにも該当し、医師の意見書等で必要であることが認められた者 ①自力でトイレに行けないこと ②自力で便座（排便補助具の使用を含む。）に座ることができない者 ③介助による定時排泄をすることができないこと （5）次の各号のいずれにも該当し、医師の意見書等で必要であることが認められた者 ①在宅の寝たきり又は常時失禁状態にある65歳未満の者 ②障害の程度が次のいずれかに該当する者 ア. 肢体不自由の身体障害者手帳の1級又は2級の交付を受けた者 イ. 療育手帳の程度がA及び肢体不自由の身体障害者手帳の交付を受けた者 （6）（1）～（5）の基準により、制度を利用していた者が65歳に到達し、他制度において当該制度と同等の給付を受けられない場合は引き続き当該制度を受けることができる	○		3歳以上 65歳未満	
	収尿器 施設 入院	採尿部と蓄尿部で構成されており、尿の逆流防止の機能を有するもの	（月額） 5,000	-	身体障害者手帳の交付を受け、定時排尿等の排尿コントロールの困難な排尿障害を有する者				

- 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害者に準じ取り扱うものとする。
- 2 難病等は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」とする。）の対象疾患が該当し、18歳未満の児童で障害者総合支援法の対象疾病以外の小児慢性特定疾患の疾病については、小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業で対応するものとする。難病等に該当するかどうかの判断は、特定疾患医療受給者証又は医師の意見書で行う。
- 3 難病等については、身体障害者手帳での等級が示されていない場合には、その等級に準ずる状態とする。その状態についての判断は、医師の意見書及び必要に応じた障害福祉サービスの障害程度区分に係る認定調査結果を参考にするものとする。
- 4 施設入所者について、施設が当然設置等すべき日常生活用具については、当該事業における給付等の対象とはならない。
- 5 住宅改修費を除く各品目の給付数は1とする。ただし、性能の欄に給付数等の記載のあるものについては、この限りでない。
- 6 利用者の身体状況により基準額を超える用具でなければ効果が認められない場合に限り、超過額を自己負担することによる制度利用を認める。
- 7 入所・入院中も対象となる品目でも他の制度等により補助を受けている場合は対象外とする。